石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する 支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱

> 制 定 平成15年4月1日 平成15·03·31財資第149号 一部改正 平成21年4月1日 平成21·03·06財資第18号 一部改正 平成22年4月1日 平成22·03·17財資第18号 一部改正 平成27年2月13日 20150128財資第7号 一部改正 平成28年4月1日 20160304財資第11号 一部改正 平成29年2月20日 20170116財資第15号 一部改正 令和2年4月1日 202000302財資第16号 一部改正 令和3年4月1日 20210312財資第37号

(通則)

第1条 石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、各都道府県民間団体(所在する都道府県内で活動する民間団体をいう。以下「県民間団体」という。)及び民間団体(全国で活動する民間団体をいう。)が行う、LPガス販売事業者の構造改善に資する消費者相談・販売事業者指導支援事業及び民間団体が行う県民間団体に対する指導・普及事業(以下「販売事業者指導支援事業」という。)に要する費用に対し補助を行うことにより、石油ガスの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率等)

- 第3条 経済産業大臣(以下「大臣」という。)は、販売事業者指導支援事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 補助対象経費の区分は別表のとおりとし、補助率は4分の3とする。

(交付の申請)

第4条 県民間団体及び民間団体(以下「民間団体等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に大臣が定める書類を添えて、大臣に提出しなけ

ればならない。

2 民間団体等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地 方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消 費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分 の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を 乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」とい う。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額 が明らかでないものについては、この限りでない。

### (電子情報処理組織による申請等)

第5条 民間団体等は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条の規定に基づく事故の報告、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第20条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

#### (電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第12条の規定に基づく指示、第13条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令(第18条第3項及び第20条第4項の規定において準用する場合を含む。)、第17条第2項の規定に基づく返還命令、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第19条第3項の規定に基づく納付命令(第20条第3項の規定において準用する場合を含む。)又は第20条第3項の規定に基づく承認について、民間団体等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

### (交付決定の通知)

- 第7条 大臣は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により民間団体等に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。
- 2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 4 大臣は、第4条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る 消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件

を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 民間団体等は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又は これに付された条件に対して不服があり、補助金交付申請を取り下げようとするときは、当該通 知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

#### (契約等)

- 第9条 民間団体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の 競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は 不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 民間団体等は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方 としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又 は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は 指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求 めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければ ならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

### (債権譲渡の禁止)

- 第10条 民間団体等は、第7条第1項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 大臣が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、民間団体等が前項ただし書に基づいて 債権の譲渡を行い、民間団体等が大臣に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。 以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、 大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものと する。また、民間団体等から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に 規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を

- 行う場合についても同様とする。
  - (1) 大臣は、民間団体等に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2)債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへ の質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 大臣は、民間団体等による債権譲渡後も、民間団体等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら民間団体等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて民間団体等が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が 行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基 づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったと きに生ずるものとする。

### (計画変更の承認等)

- 第11条 民間団体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請 書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (ア)補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ民間団体等の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
    - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
  - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の1 0パーセント以内の流用増減を除く。
  - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を 付することができる。

### (遅延等の報告)

第12条 民間団体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による補助事業遅延等報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況の報告)

第13条 民間団体等は、大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第5による補助事業実施 状況報告書を大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

#### (実績の報告)

第14条 民間団体等は、補助事業が完了したとき(第11条第1項第3号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認

を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 民間団体等は、補助事業が国の会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月30日まで に、様式第7による補助事業年度末実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 民間団体等は、第1項又は前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除 税額が明らかな場合には当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 民間団体等は、第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、 大臣は期限について猶予することができる。

#### (補助金の額の確定等)

- 第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて 現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条 第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合す ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間団体等に通知する。
- 2 大臣は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超え る部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、民間団体等は、その未納に係る期間に応じて年利10.9 5パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

#### (補助金の支払)

- 第16条 大臣は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払う ものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 民間団体等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による精算 (概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 民間団体等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の 返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

### (交付決定の取消し等)

- 第18条 大臣は、第11条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
  - (1) 民間団体等が、法令、要綱又は法令若しくは要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反

した場合。

- (2) 民間団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 民間団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 民間団体等が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

#### (取得財産等の管理等)

- 第19条 民間団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 民間団体等は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、管理する とともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第11よる取得財産等明細表を第14条第 1項に定める報告書に添付して提出するものとする。
- 3 大臣は、民間団体等が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### (取得財産等の処分の制限等)

- 第20条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 民間団体等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を 処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による補助事業財産処分承認申請書を大臣に提 出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (補助事業の経理等)

第21条 民間団体等は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿 及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。 2 民間団体等は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは 廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧 に供せるよう保存しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 民間団体等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。) については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 民間団体等は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、 履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。民間団体等又は履行補助者の役員又は 従業員による情報漏えい行為も民間団体等による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。) も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 民間団体等は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に 確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算にかかる補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算にかかる補助事業から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算にかかる補助事業から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算にかかる補助事業から適用する。

附則

この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成29年度予算から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助事業から適用する。

附則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 補助対象経費の区分

- ○消費者相談・販売事業者指導支援事業
- ○指導・普及事業

補助対象経費の区分	内容
1. 人件費	人件費
2. 事業費	委員等謝金、委員等旅費、職員等旅費、会議費、備品費、 消耗品費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、広告宣伝 費、弁護士相談料

(様式第1)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付申請 書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱(平成15・03・31財資第149 号。以下「交付要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記の とおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の定 めるところに従うことを承知の上、申請します。

- 1. 補助事業の目的及び内容
- 2. 補助事業の開始及び完了予定日
- 3. 補助事業に要する経費
- 4. 補助対象経費
- 5. 補助金交付申請額
- 6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙1)及び四半期別発生予定額 (別紙2)
- 7. 同上の金額の算出基礎
- (注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。
  - 1. 申請者の営む主な事業
  - 2. 申請者の資産及び負債に関する事項
  - 3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担 方法
  - 4. 補助事業の効果
  - 5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
  - 6. 申請者の役員等名簿

(注2)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明 記すること。

補助金所要額-消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金額

# 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

補助対象経 費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経 費の額	積算内訳	補助率	補助金の交 付申請額	備考
合 計						

## 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

補助事業に要する		補助事業に要する経費								
経費の区分	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計					
合 計										

別添 役員名簿(記載例)

几夕九小	J. A. 满点	生年月日				11D 444	<u> </u>	<b>犯聯</b> 友
氏名カナ	<u>氏名漢字</u>	和暦	生	且	且	<u>性別</u>	<u>会社名</u>	<u>役職名</u>
クンレン シェッシ	訓練 実施	<u>S</u>	<u>30</u>	<u>03</u>	<u>04</u>	<u>M</u>	株式会社訓練	代表取締役社長
<u>トウホク イチロウ</u>	東北 一郎	<u>S</u>	<u>40</u>	<u>01</u>	<u>01</u>	<u>M</u>	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	<u>S</u>	<u>45</u>	<u>12</u>	<u>24</u>	<u>F</u>	株式会社訓練	取締役営業本部長

### (注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2)

番 号 年 月 日

法人にあっては名称 及び代表者の氏名 あて

経済産業大臣 名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付決定 通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和 年度石油ガス流通合理 化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち販売事 業者指導支援事業に係るもの)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭 和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり 交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。
- 2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金の額金円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び 補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

- 3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
- 4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて 得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱(平成15・03・31財資第149号。以下「交付要綱」という。)の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して ください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項 の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
- 6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなります。
- 7. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
  - (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
  - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

(様式第3)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)計画変更 (等)承認申請書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第11条第1項の規定に基づき、計画 変更(等)について下記のとおり申請します。

- 1. 変更の内容
- 2. 変更を必要とする理由
- 3. 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(新旧対比) (別紙)
- 5. 同上の算出基礎
- (注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

## (別紙)

# 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

補助対象経費	補助事	事業に要する	る経費	補具	D額	補助率	
の区分	配分済額	変更額	改配分額	配分済額	変更額	改配分額	
合 計							

	補助金の額	
配分済額	変更額	改配分額

(様式第4)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)補助事業遅 延等報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第12条の規定に基づき、補助事業の 遅延等について下記のとおり報告します。

- 1. 遅延等の原因及び内容
- 2. 遅延等に係る金額
- 3. 遅延等に対して採った措置
- 4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)補助事業 実施状況報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとお り報告します。

- 1. 補助事業の実施状況の概要
- 2. 補助事業に要する経費の使用状況 (別紙)

# 補助事業に要する経費の使用状況

補助事業に要する経	補助事業に要する経費						
費 の 区 分	配分済額	実績額 (年月日~年月日)	支出見込額 (年月日~年月日)				
合 計							

(様式第6)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)補助事業 実績報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記 のとおり報告します。

記

- 1. 実施した補助事業
  - (1) 補助事業の内容
  - (2) 補助事業の効果
- 2. 補助事業の収支決算 別紙収支明細表のとおり。
- (注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第19条第2項の規定に基づき、様式 第11による取得財産等明細表を添付することとする。
  - 2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額ー消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金額

## 収支明細表

交付決定額											
流用後交付決定額											
助金の額											

	備考					
収入		支	出		差引	
補助金の収 入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率	補助金の額	補助金返納額	

(様式第7)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)補助事業 年度末実績報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第14条第2項の規定に基づき、令和 年度末実績を下記のとおり報告します。

- 1. 実施した補助事業
  - (1)補助事業の内容
  - (2) 補助事業の効果
- 2. 補助事業の収支決算 別紙収支明細表のとおり。

## 収支明細表

補助対象経 費の区分	交付決	定額	交付決 流用増		流用後交付	+決定額	交付決定物型年度への	-
		-						
	補助対象 経費の額	補助金の額	補助対象 経費の額	補助金の額	補助対象 経費の額	補助金の額	補助対象 経費の額	補助金の額
合計								

繰越額差引後				決算額					
		収	入	支出差					
補助対象 経費の額	補助金の額	補助和収入額			補助対象経 補助対象経 補助率 補助金 補助金				
性質の領	のが	北人人有	识	負の天順似	費の限度額		の額	返納額	

(様式第8)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)精算(概 算)払請求書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記 のとおり請求します。

- 1. 精算(概算)払請求金額(算用数字を使用すること。)
- 2. 請求金額の算出内訳 (概算払の請求をするときに限る。) (別紙)
- 3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
- 4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

## 請求金額の算出内訳

補助対象	神	前助対象経費の	)額	補助率		補助金の額	į	
経費の区 分	配分済額	実績額	支出見込額		配分済額	前回まで	今回請求	
		(年月日~ 年月日)	(年月日~ 年月日)			の受領額	額	
	4月日)		十71日7					
合計								

(様式第9)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)消費税額 及び地方消費税額の確定に伴う報告書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記 のとおり報告します。

- 1. 補助金額(交付要綱第15条第1項による額の確定額)
   円

   2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
   円

   3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
   円

   4. 補助金返還相当額(3.-2.)
   円
- (注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

### (様式第10)

### 取得財産等管理台帳

区分         財産名         規格         数量         単価         金額         取得年月日         処分制限期間         保管場所期間		
	区分	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
  - 2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図面類、 (エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とす る。
  - 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
  - 4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
  - 5. 処分制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

### (様式第11)

### 取得財産等明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
  - 2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図面類、 (エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とす る。
  - 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
  - 4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
  - 5. 処分制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

番 号 年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者
住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

令和 年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引 の適正化等に関する支援事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)補助事業 財産処分承認申請書

石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援 事業費のうち販売事業者指導支援事業に係るもの)交付要綱第20条第3項の規定に基づき、下記 のとおり承認を申請します。

- 1. 処分しようとする財産及びその理由(別紙)
- 2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)
- 3. 処分の条件
- (注) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

## 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
  - 2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。